

指定訪問看護ステーションゆうあい 運営規程

第1条 趣旨

医療法人友愛会が開設する指定訪問看護ステーション「ゆうあい」(以下「ステーション」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営方針

- 1 ステーションの看護師は、在宅における療養生活を支援し、その身体機能の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した生活が継続できるように支援するものとする。
- 2 介護保険法、高齢者医療確保法、健康保険法等に基づき、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 訪問看護の提供にあたっては、主治医の訪問看護指示書に基づき、適切な訪問看護を提供することとする。

第3条 事業所の名称

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護ステーションゆうあい
- 2 所在地 江別市新栄台 46 番地の 1

第4条 職員の種類、員数及び職務内容

ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師1名
管理者は、ステーションの看護師の管理及び業務実施状況の把握、その他運営管理を行う。
- 2 看護師(管理者兼務1名含む) **4人**
看護師は、必要な看護を実施し訪問内容を記録する。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成を行う。

第5条 営業日及び営業時間

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 月～金 午前9時～午後17時30分までとする。
土 午前9時～午後12時30分までとする。
- 3 前項の規程関わらず、常時連絡が可能な体制を確保することとする。

第6条 訪問看護の内容

訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状、障害の観察
- 2 清拭、洗髪等による清潔の保持
- 3 食事及び排泄等、日常生活における介助方法の提案・助言
- 4 褥瘡予防及び処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置 等

第7条 利用料等

ステーションは、介護保険法、高齢者医療確保法、健康保険法等に定める額を利用料として徴収する。

第8条 通常の事業実施地域

江別市全域とする。

第9条 緊急時における対応方法

- 1 看護師は、訪問看護を実施中に病状の急変、その他 緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告することとする。

第10条 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を看護師等に周知徹底する。
 - (2)虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3)看護師に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

第11条 その他運営についての留意点

- 1 業務上知り得た情報の秘密を保持する。
- 2 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人友愛会とステーションの管理者とに基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 14 年 04 月 01 日から施行する。(営業日・営業時間の変更、看護師変名のため)

この規程は、平成 18 年 04 月 01 日から施行する。(指定介護予防看護事業の追加のため)

この規程は、平成 20 年 03 月 15 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、平成 20 年 10 月 11 日から施行する。(住所変更のため)

この規程は、平成 21 年 09 月 25 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、平成 22 年 07 月 20 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、平成 23 年 11 月 01 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、平成 26 年 05 月 19 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、平成 27 年 08 月 01 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、平成 27 年 10 月 01 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、平成 28 年 08 月 01 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、平成 28 年 11 月 01 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、平成 31 年 03 月 18 日から施行する。(職員数変更、表現方法一部変更のため)

この規程は、令和 01 年 08 月 26 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、令和 02 年 01 月 01 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、令和 02 年 03 月 09 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、令和 02 年 09 月 01 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、令和 02 年 11 月 01 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、令和 03 年 01 月 01 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、令和 03 年 04 月 01 日から施行する。(職員数変更のため)

この規程は、令和 06 年 03月31 日から施行する。(職員数変更、虐待防止に関する事項の追加のため)